

#### (4) サイト管理者への削除依頼

掲示板管理者が削除に応じない場合、または連絡がとれない場合には、掲示板を提供しているサイト管理者へ連絡をします。



「ヘルプ」や「問い合わせ」に連絡フォームが用意されている場合が多く見られます。

### お問い合わせ

●●●●●●●● 掲示板では、お電話でのサポートを行っておりません。ご不便をおかけいたしますが、メールでお問い合わせいただけますよう、願ひ申し上げます。

※ご質問の前には、「よくある質問」に該当の項目がないかご確認をお願いします。また、削除依頼に関しては、「[記事情報の削除要請・発信者情報開示のためのガイドライン](#)」をご覧ください。

※印は必須事項です

**掲示板について**

<p>※特定の掲示板に対する質問ですか？</p>	<p><input type="radio"/>はい <input type="radio"/>いいえ</p>
<p>問い合わせ掲示板選択</p>	<p>特定の掲示板へのお問い合わせの場合はこちらの項目を記入ください。</p> <p>●●●●●●●● 掲示板</p> <p>http://jbs.●●●●●●●● <input type="text" value="選択してください"/> / <input type="text"/></p>

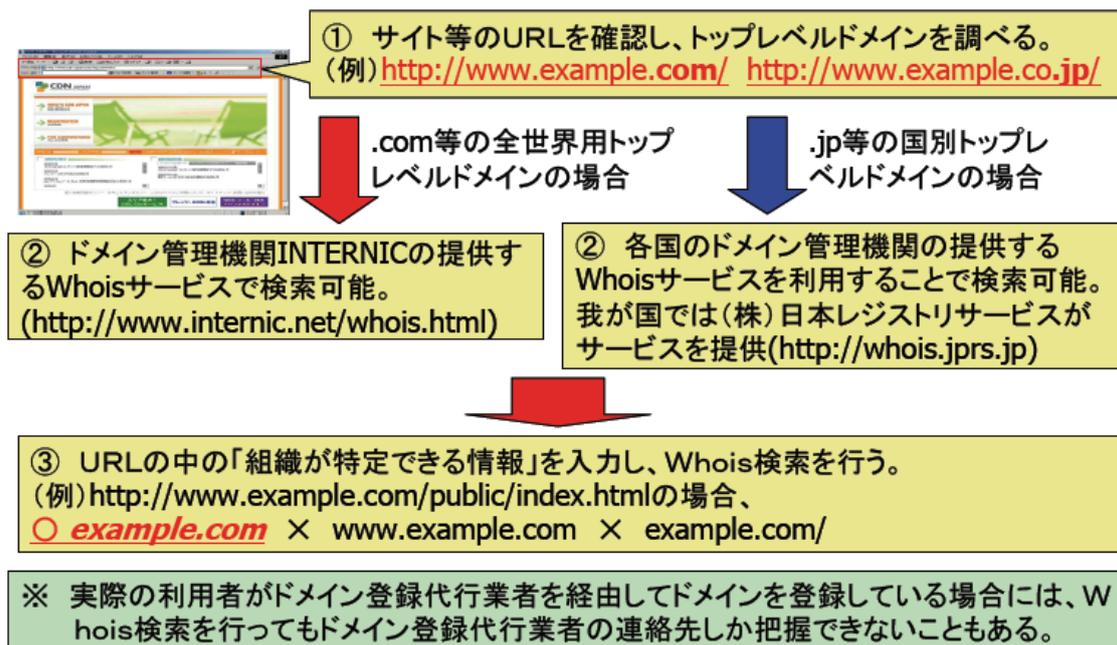
**基本事項について**

<p>※メールアドレス</p>	<p>このメールアドレスに質問の回答が送られます。</p> <p><input style="width: 100%;" type="text"/> 半角英数字</p>
-----------------	--

### (5) サイト管理者が削除に応じない場合や連絡先がわからない場合

サイト管理者に削除依頼をしてもサイト管理者が削除に応じない場合、または連絡がない場合には、連絡先を探して削除依頼を行います。URLの末尾から階層をさかのぼってみると、サイト管理者やプロバイダの連絡先がわかる場合があります。

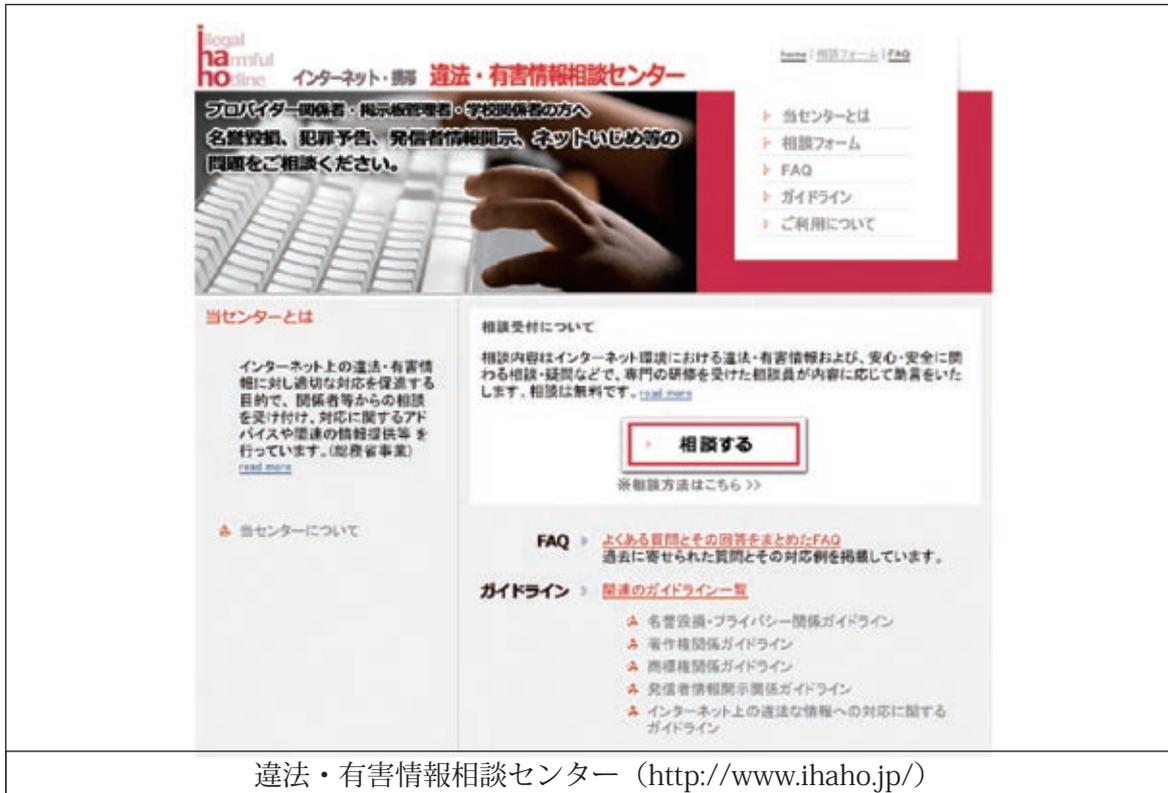
それでも、サイト管理者やプロバイダの連絡先がわからないときは、当該情報が蔵置されたサーバに割り当てられたIPアドレスやURLから相手方を特定するためのツールとして「Whois」（フーズ）を活用します。



URL:<http://www.ihaho.jp/guideline/sakujoirai.htm> 「出典：違法・有害情報相談センター」

インターネットで使用されるIPアドレスやURLは、それぞれに登録者が決まっており、IPアドレス登録者やURL登録者には、一定の情報を提供することが義務付けられています。この登録者の情報を照会するサービスを「Whois」といい、インターネットに関する技術的問題やインターネットへの接続に関する問題などを直接、インターネット利用者同士で解決する等の目的で、誰でも利用できるサービスとして、各レジストリ（URL登録情報の管理を行う組織）やレジストラ（URL登録の仲介を行う組織）が提供しています。

「.jp」や、「.com」、「.net」、「.org」等、URLの末尾にあるアルファベットに応じて、それぞれ管理する機関が異なりますので、それぞれ別の「Whois」サービスサイトを利用して連絡先を確認することになります。比較的簡単に、サイト管理者やプロバイダの連絡先（メールアドレスや電話番号）を見つけることができますが、階層が複雑なサイトの場合は、連絡先を探すことは容易ではありません。そのため、専門相談窓口にご相談することをおすすめします。違法・有害情報相談センター（<http://www.ihaho.jp/>）では教育委員会や学校からの相談も受け付けています。

違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)

### (6) 削除依頼する際の注意点

削除依頼の連絡先がわかっても、連絡先は1か所だけではない場合があります。悪質な同じ書き込みが複数の掲示板に存在していたり、別のサイトに転載されている場合もあるからです。掲示板管理者は、多くの削除依頼や問い合わせ対応を行っているため、削除依頼をする際には、どの掲示板を削除してもらうのか、削除依頼文面をどうするのか、などについてノウハウが必要とされます。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なりますので、先に利用規約等にかかれている削除依頼方法を確認しましょう。

削除依頼は被害者本人が行うのが原則ですが、本人や保護者からの削除依頼が困難な場合などは、学校や教育委員会等の所属長名義で依頼する場合があります。(※)

- ※1 掲示板管理者の方針として、被害者本人や保護者等の削除希望の意思確認を必要とし、学校の教職員や教育委員会職員等を当事者と見なさず、削除しない場合もあります。
- ※2 サイトによっては個人情報を悪用される場合もあるため、学校の教職員や教育委員会職員等が削除依頼をする際には、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、所属先のパソコン、代表アドレスから削除依頼を行う方がよいでしょう。

#### 参考 掲示板管理者等への削除依頼のメールの文例（利用規約違反に対する依頼）

出典：「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf)

以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにしましょう。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要があります。

[件名] 【削除依頼】 誹謗中傷の書き込み

[本文]

URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

**参考** 侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書 (名誉毀損・プライバシー) の文例 (プロバイダ責任制限法に基づく依頼)

出典: 「名誉毀損・プライバシー関係送信防止措置手続き」のサンプルと用紙 ( : 違法有害情報相談センター)

[http://www.ihaho.jp/guideline/p\\_sakujo-form.pdf](http://www.ihaho.jp/guideline/p_sakujo-form.pdf)

(学校長名の依頼例)

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により生徒の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

掲載されている場所URL：http:// ～

その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)

掲載されている情報：生徒の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、その生徒を「いじめませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由：生徒の意に反して公表され、いやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被っている。貴サイトの利用規約及びプロバイダ責任制限法に基づき、適切な対応をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

平成24年〇月〇日

御担当者さま 〇〇学校校長 〇〇〇〇

(本人の依頼例)

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

掲載されている場所URL：http:// ～

その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)

掲載されている情報：私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私をいじめませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

掲載されている情報：私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私をいじめませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由：私の意に反して公表され、いやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被っている。貴サイトの利用規約及びプロバイダ責任制限法に基づき、適切な対応をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

平成24年〇月〇日  
御担当者さま

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名（記名） 印

連絡先（電話番号）  
（e-mail アドレス）

削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼に不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼を再度行います。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。それでも、削除されない場合、専門相談窓口（違法・有害情報相談センターなど）に相談することをおすすめします。なお、掲示板等に削除依頼を書き込むことはなるべく避けましょう。無視されたり、トラブルに巻き込まれることがあります。

### （7）プロバイダ責任制限法に基づく依頼（発信者情報開示請求）

せっかく問題のある書き込みを削除できても、発信者が分からないと、さらに激しい書き込みがされる懸念がありますが、そうすると被害者が自分だけの力で解決するのは困難です。そこで、「プロバイダ責任制限法」により、被害者は、プロバイダ等に対し、権利侵害情報の削除を依頼したりすることができる他に、権利侵害情報の発信者（掲示板等に書き込んだ人）の情報の開示を請求することができます。被害者の当事者が依頼をすることが原則ですが、代わりに学校や弁護士が請求を行うこともできます。



## 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」 (プロバイダ責任制限法) の概要

### 1. 発信者情報の開示

プロバイダ等に対し、権利侵害情報の発信者（掲示板等へ書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所等の情報の開示を請求することができます（第4条1項）。また、発信者に対して民事訴訟を起こしたり、刑事告発したりすることも可能です。

### 2. 被害者による削除依頼

被害者はプロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除依頼を行うことができます（第3条2項2号）。

### 3. プロバイダ等の責任の制限等

プロバイダ等が他人の権利を侵害する情報につき削除しなかった場合について、①削除することが技術的に可能であり、かつ、②a 情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、又は、b 情報の流通を知っていた場合であって、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき以外は、当該情報の流通による民事責任（損害賠償責任）を負わないこととされています（第3条1項）。

また、プロバイダ等が削除した場合について、①それが必要な限度の措置であり、かつ、②a 情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、又は、b 情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から削除するよう申出があった場合に、発信者に削除することに同意するか否かを照会した場合であって7日を経過しても発信者から削除することに同意しない旨の申出がなかったときには、発信者に対する民事責任（損害賠償責任）を負わないこととされています（第3条2項）。

発信者を特定するためには、下記の二段階の発信者情報開示請求が必要となります。

- ・「サイト管理者」に対し、IPアドレスの情報開示請求を行う
- ・「プロバイダ」に対し、IPアドレスから発信者を割り出すため情報開示請求を行う

発信者情報開示請求の書式は、例えば、専門のプロバイダ責任制限法関連情報ウェブサイト (<http://www.isplaw.jp/>) に掲載されています。誹謗中傷を証拠とするため、印刷その他の方法で保存してください。開示請求は、証拠として保存するために、メールや文書で行うようにしましょう。

プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト (http://www.isplaw.jp/)

ISP LAW

プロバイダ責任制限法 関連情報Webサイト

このサイトでは、プロバイダ責任制限法関連の情報をお伝えいたします。

TCA | TELESA | JAIPA

Topics

会員限定

プロバイダ責任制限法

- 法律の趣旨・対象(PDF)
- 条文(PDF)
- 法律の図解(PDF)
- 逐条解説(PDF)

送信防止措置手続

- 名誉毀損・プライバシー関係送信防止措置手続
- 名誉毀損・プライバシー関係書式(PDF)
- 著作権関係送信防止措置手続
- 著作権関係書式(PDF)
- 商標権関係送信防止措置手続
- 商標権関係書式(PDF)

ガイドライン

【名誉毀損・プライバシー関係】

- ガイドラインの目的・位置付け等
- 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(PDF)
- 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(裁判例要旨)(PDF)

発信者情報開示請求

- 発信者情報開示関係書式(PDF)

学校が、発信者情報開示請求の手続きを行った結果、発信者を特定した場合には、加害者・被害者それぞれにどのように伝えるのか、学校側の慎重な対応が求められます。被害者に加害者名を伝える場合、被害者には加害者名を告げずに発信者が特定できたことだけを伝える場合等、最善の対応を検討する必要があります。

## (8) 法務局・地方法務局との連携

削除依頼しても、プロバイダが応じなかったり、削除する代わりに何らかの要求をしてきたりすることがあります。個人で解決できない場合は行政機関の窓口にご相談しましょう。

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上で人権侵害を受けた被害者からの相談を受け付け、プロバイダ等への発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の仕方について助言を行っています。また、名誉毀損やプライバシー侵害の被害が生じており、個人で被害を回復するのが困難な事情があると認められる場合には、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づきプロバイダ等への削除依頼も行っています。

学校だけで解決できない場合等は、法務局・地方法務局に相談することも有効です。

**専用相談電話 子どもの人権110番／0120-007-110**

**インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)**

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

## 第2節 警察への相談

問題のある書き込みの記載内容により、速やかに警察に相談したり、相談に関する本人や保護者の同意を求めたりする必要がある場合があります。

例：侮辱、名誉棄損、脅迫、犯行予告、わいせつ物公然陳列、等

## 第3節 問題のある書き込みをした児童生徒の指導

問題のある書き込みをした児童生徒に対して適切な指導や情報モラル教育を行う必要があります。なお、問題のある書き込みをした児童生徒自身が精神的に動揺している場合がありますので留意する必要があります。

## 第4節 事後の経過を見る

少なくとも約1カ月間は、被害者本人の心のケアに注意を払いながら、その後の書き込み状況の経過を見るようにしましょう。当初の書き込みがあったサイトの状況や、他のサイトへの転載の有無、また、ページが存在していないのに検索結果に表示されることがないかなどを確認します。

検索される元のページが削除されれば、検索結果として表示されることもなくなりますので、まずは、元のページの削除手続きを進めることが必要です。元のページが削除されているのに、検索結果が表示される場合は、過去の履歴が一定期間、キャッシュ（複製されたデータ）として残っているためです。1週間から3週間ほど経過すれば、表示されなくなりますが、早急に削除を求めたい場合は、キャッシュの削除手続きを当該検索サービスに対して行ってください。

なお、検索エンジンにおいて検索そのものにヒットしないようにするためには、当該検索サービス宛てに依頼する必要がありますが、検索サービスにより対応が異なります。キャッシュされているページを常に削除できるとは限らないのが現状です。

例1：グーグルの検索結果からページを削除する（グーグルの登録が必要）  
<http://support.google.com/webmasters/bin/answer.py?hl=ja&answer=164734>

The screenshot shows the Google Webmaster Tools Help page. At the top, there is a search bar with the text "検索 ウェブマスター ツール ヘルプ". Below the search bar, the page title is "ウェブマスター ツール ヘルプ". On the left side, there is a navigation menu with the following items: "ヘルプ記事", "ウェブマスターの基礎知識", "ウェブサイトと Google の関係", "ウェブマスター ツールの使用方法", "サイトマップ", "ヘルプフォーラム", "開始方法", and "ウェブマスター向けのガイドライン". The main content area displays the following text: "ヘルプ記事 > ウェブマスター ツールの使用方法 > ウェブサイトの設定 > Google の検索結果からページやサイトを削除する". Below this, the title is "Google の検索結果からページやサイトを削除する". A blue box contains the instruction: "該当するリンクをクリックしてください。" followed by two bullet points: "• [自分が所有するサイトのコンテンツを Google の検索結果から削除する](#)" and "• [他のサイトのコンテンツを Google の検索結果から削除する](#)".

例2：グーグルからキャッシュされているページを削除する（グーグルの登録が必要）  
http://support.google.com/webmasters/bin/answer.py?hl=ja&answer=1091779

Google 検索 ウェブマスター ツール ヘルプ

## ウェブマスター ツール ヘルプ

ヘルプ記事

- ウェブマスターの基礎知識
- ウェブサイトと Google の関係
- ウェブマスター ツールの使用方法
- サイトマップ
- ヘルプフォーラム
- 開始方法

ヘルプ記事 > ウェブサイトと Google の関係 > 検索結果 > Google からのコンテンツの削除 > 「キャッシュされている」ページを Google から削除する

### 「キャッシュされている」ページを Google から削除する

ページを更新したのに、古いページ情報が検索結果ページに表示されることがある理由

一方、被害を受けた児童生徒にとって、インターネット上での事後の経過をあえて見ないことも一つの選択と言えます。書き込みが残っていることが気になって、現実の対応に目がいかなくなってしまう場合もあるからです。

削除依頼には限界があります。児童生徒に対して、インターネット上で不適切な書き込みや個人情報の書き込みをしないよう指導を行い、インターネットのしくみやインターネットに関する法令等を知らせ、情報社会における正しい判断力を身につけさせるとともに、危険回避の方法を理解させることが大切です。

## 第5節 対応事例

### 【事例1】 いじめ・不登校の抑止につながった事例（中学校）

学校ネットパトロールで発見した一つの書き込みをもとに、生徒の氏名で再検索することで、たくさんの他の書き込みを確認し、いじめによる被害の拡大を防止。

250：名無しの中中学生：年/月/日(曜日) 23:20:01  
 ○○お願いだから死んで(人 ㍀・)  
 251：○○：年/月/日(曜日) 23:21:19  
 無理！あんたが、死ぬば  
 252：○○死ね・・・：年/月/日(曜日) 23:23:19  
 低脳以下のゴミめ・・・  
 ばか○○死ね！消えろ！  
 253：○○死ね・・・：年/月/0日(曜日) 23:27:46  
 ○○死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね  
 ね  
 死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね  
 ね  
 消えろ消えろ消えろ消えろ消えろ消えろ消えろ消え  
 ろ  
 ○○なんてさっさと死ねばいい。  
 死ねゴミ。  
 死—————ね。  
 254：△△：年/月/日(曜日) 23:47:00  
 253・・・私もそう思う  
 255：○○死ね・・・：年/月/日(曜日) 23:51:13  
 ××ってこいつをどう思う？  
 256：○○死ね・・・：年/月/日(曜日) 23:55:00  
 ○○まじ死んでくれないかな？  
 もう死ね・・・  
 俺もじゃまだが、  
 お前はもっとじゃまなんだよね・・・  
 だから死ね！  
 死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね  
 死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね死ね  
 257：△×：年/月/日(曜日) 00:00:27

委託業者検索により、左のような中傷の書き込みが発見された。

サイト名  
 ●×△掲示板  
 掲示板名  
 中学生掲示板！！  
 スレッド名  
 エロ写メ交換しよう～

このスレッド中に、2カ所だけ学校名があり、発見することができた

#### <県教育委員会>

所管の教育委員会へ情報提供し、事実確認を依頼した。

#### <市教育委員会、中学校>

当該生徒は、○年生に在籍していた。調査したところ、書き込みは2年前に行ったものと判明。

当時、別のスレッドで問題のある書き込みが発覚し、その時、学校は生徒に一斉指導、個別指導を実施したが、このスレッドの存在には気づかなかった。

また、学校で書き込みへの削除依頼を試みたが、すべてを削除できずにいたことも判明。

まじ、迷惑

258：〇〇：年/月/日(曜日) 01:10:21

△×死ねシネ消えてくれやんかなあ？

お前の方がゴミだよ！

ゴミシネ消えてくれやんかなあ？

シネ消えてハゲ死ねシネ消えてハゲ死ね

シネゴミシネゴミシネゴミシネゴミシネゴミ

### <県教育委員会>

再度当該学校名で検索しても、このスレッドだけしか見つからなかったが、当該生徒の氏名で検索をかけたところ、同掲示板の他のスレッドにも同じような書き込みを発見した。

64：▲▲：年/月/日(曜日) 17:13:35

●●、×××しよ

65：●●：年/月/日(曜日) 17:15:53

いよいよ

66：▲▲：年/月/日(曜日) 17:17:46

実際に会ってしたいな

67：●●：年/月/日(曜日) 17:19:34

住所：〇〇県▲▲市×町1丁目2-3だよ

電話：▲▲▲▲-〇〇〇-××××

メアド：abcdefghijklmnopqrs@tuvwxyz.ne.jpだよ！

最終的には、同掲示板の100近くのスレッドに、生徒の氏名や個人情報、中傷や性的な行為を誘う記述など数多くの書き込みを確認した。

サイト名

●×△掲示板

掲示板名

中学生掲示板！！

スレッド名

エッチな女子きて

## <削除及びいじめの拡大、不登校の予防にむけた取組>

### 市教育委員会による調査

- 他、名前が書き込まれた生徒は、すべて在籍。
- 書き込みはなりすましと思われる。●●の友人関係や学校生活は良好。学年も落ち着いている。
- 電話番号については、削除依頼し、消すことができた。

### 県教育委員会

- サイトの現状整理。●×△掲示板に、100スレッドを確認。
- スレッドすべての一括削除をめざす方針で対応。

### 学校・市教育委員会・県教育委員会の合同会議

- 生徒、保護者に事実を伝え、委任状等を準備し、100スレッドの削除をめざす。

- ・過去の対応について学校は、〇年生5月～〇年生4月にかけて、学年指導をした。当該生徒は特定のクラス、特定のクラブに重なっていた。書き込んだ生徒を特定はできなかったが、一斉指導によって書き込みは止まり、指導を終了。削除依頼も可能な範囲で行った。
- ・書き込み被害生徒の保護者に事実を伝え、学校、警察等の連携により当該生徒を保護する旨の説明を行った後、県教育委員会が書き込み削除依頼すること、学校が学年指導をすること、継続的に監視し、書き込み防止をすることを保護者、当該生徒に説明するとの方針で合意。

#### 削除への動き

- ・学校から保護者と生徒本人に事実と対応を伝える。
- ・保護者から、委任状と運転免許証の写し、印鑑証明書をあずかる。
- ・県教育委員会がサイト管理者に直接交渉。
- ・全スレッドが削除、閲覧停止。

## 【事例2】 自殺予告への対応（中学校）

県教育委員会・市教育委員会・警察・委託業者等が、緊急に対応し、連携して、自殺予告を受けた未然防止にあたることができた。

インターネット上の問題のある書き込みの継続監視の中で、県内の中学校の掲示板に自殺をほのめかす中学生の書き込みを発見。

生徒は特定できず。

委託業者は、24時間態勢の継続監視を開始。

### ＜県教育委員会＞

深夜、委託業者の担当者から、県教育委員会担当者に緊急連絡が入る。直ちに県警察本部、該州市教育委員会、学校長に連絡し緊急対応に入る。

書き込みを確認したところ、店、バス停名の書き込みから、隣接県にある同名の学校の可能性が高いと判断した。

当該県教育委員会から隣接県教育委員会に連絡。同時に、当該県警察から隣接県警察に連絡。委託業者、当該県教育委員会も、生徒の特定及び対応がすむまで、24時間態勢で監視を続けた。

隣接県教育委員会から午前中に、当該生徒の特定と安否確認等の対応ができたと連絡があり緊急対応体勢を解除した。

**【事例3】児童の福祉犯被害防止の対応（小学校）**

保護者の学校に対する相談を受けて、学校が下記書き込みを発見し、市・県教育委員会、管轄警察署、学校ネットパトロールの委託業者と連携して、福祉犯被害の防止にあたった。

34名前：〇〇〇子：年/月/日 18:49 ID:ho7q17Z

〇〇〇子です^^女です☆私と×××したい男性は  
123-4567まで、TELください^^まっています^^

あんまり詳しくは教えられないけど、住所は、  
〇〇県△△市×町2丁目です。番地は勘弁wwww  
まっています^^

35名前：〇〇〇子：年/月/日 18:56 ID:7Z w+CObPi6

あなたは何歳ですか？  
いいなら、〇〇県△△市町2丁目にある公園に  
〇月〇〇日午後3時に来てください！！  
まっています^^

サイト名

×××掲示板

掲示板名

中学生@×××掲示板

スレッド名

エロ大好き

サイト名

×××掲示板

掲示板名

中学生@×××掲示板

スレッド名

小学生と付き合いたい!

**<端緒>**

- ・ 小学校女子児童宅に不審な電話があり、保護者が学校に相談。
- ・ 担任教師が検索サイトにより児童名で検索したところ書き込みを発見。
- ・ ネット上に、何者かによって女子児童の名前、住所や電話番号が書き込まれた。わいせつな表現（性的な行為を誘う表現）に加え、〇月〇〇日午後3時に近くの公園で会おうなどの書き込みも発見。

**<対応>**

- ・ 県教育委員会の担当者が掲示板（×××掲示板）を監視したが、数年管理されていない放置掲示板のため、掲示板を提供している△△△インターネットに削除依頼。
- ・ 当該市教育委員会、管轄警察署が現場で張り込みをしたが、指定月日時刻に不審な人物は現れず。
- ・ 県教育委員会は、発見された2カ所の書き込み以外には、同様の書き込みがないか確認。
- ・ 委託業者は、事態の收拾を確認するまで、継続監視を続けた。

**<結果>**

- ・ 削除依頼の二日後に削除されているのを確認。

#### 【事例4】アダルトサイトに書き込まれた誹謗中傷への対応（高校）

アダルトサイトなど、児童生徒が日常は閲覧しないサイトに書き込まれた誹謗中傷への対応。

256: こたぬき : 年/月/日 19:55  
○○高ギャ4人組が××××なんでしょ  
それがなんなのもういいじゃん  
270: こたぬき : : 年/月/日 20:18  
○○高ギャ××××4人組降臨? ww  
285: こたぬき : : 年/月/日 20:47  
Aちゃんって本名?  
286: こたぬき : 年/月/日 20:49  
△○ちゃんは本名  
291: こたぬき : 年/月/日 21:02  
△○本名  
292: こたぬき : 年/月/日 21:04  
○○高ギャ××××仲良し4人組  
△○、×○、××、▲△登場

継続監視の中で、「×○市内の中学校」の学校非公式サイトとしてリストアップしていた掲示板で、「○○高校」の生徒4名の実名を挙げ、性的な行為を繰り返していると誹謗中傷する書き込みが見つかった。

サイト名  
△△△  
掲示板名  
★★掲示板  
スレッド名  
ギャスレ

この事例は、日常は生徒が閲覧することが少ないアダルトサイトの掲示板に、生徒の名前や中傷等が書き込まれた事案。

#### <経過と対応>

- ・ 掲示板管理者より、委託業者による削除依頼代行は受け付けないとの回答。
- ・ 県教育委員会の名前で、再度、削除依頼。すべて削除できた。

### 【事例5】生徒自身が作成したプロフィールに不適切な画像や個人情報を載せたため指導した事例 (中学校)



#### <生徒が作成した夫婦プロフィールへの指導>

- ・交際中の中学生の男女が作成した「〇〇夫婦」と題するプロフィールを発見した。
- ・トップ画面に自分たちがキスをしている写真を掲載するなど、不健全な内容が目立ち始める（左図はイメージ画像）。

#### <県教委教育委員会>

- ・当該市教育委員会へ情報提供
- ・市教育委員会を通して当該中学校に連絡。

#### <中学校の対応>

- ・プロフィール作成者の女子生徒に個人情報流出にともなう被害の実態を説明。
- ・プロフィールにこだわる生徒の思いを受け止めつつ、内容が不健全である旨指導。
- ・恋愛感情を認めながら、お互いを大切にする異性との交際の在り方についてねばり強く指導。
- ・日常のストレスから自暴自棄になっていることが判明し、家庭と連絡を取りながら指導を継続。

**【事例6】運動部女子マネージャーが自分のブログに書き込んだ虞犯行為を第三者が見つke、  
掲示板に引用し誹謗中傷した事例（高等学校）**

学校ネットパトロールにより発見した問題のある書き込みに、県教育委員会及び学校が対応。

614：名無しさん@実況は実況板で：

年／月／日11:09:05 ID:qwer

〇〇〇高校女子マネ日記

<http://1234.asdfg.jp/lkjhhgf/>

●田 ●子

年／月／日

<http://98/poiuy-098766>

私の誕生日会

いっぱい集まったよ・・・

13人かな・

酒の力は怖いわ・

そんな飲んでないのに

頭痛い・

明日学校だるーい・

615：名無しさん@実況は実況板で

年/月/日 12:13:30 ID:mnbv

●●●高校3年 ●田 ●子

飲酒ってことは！未成年だし

当時は現役マネージャーだったわけだな

俺もこの事実を色んな所に広めとくわ

●高も終わりだな

616：名無しさん@実況は実況板で

名無しさん@実況は実況板で

年/月/日 16:30 ID:zxc

このマネの軽率な行動は許されることではない

というか晒してるやつのレベルも・・・

名無しさん@実況は実況板で

年/月/日 18:14:20 ID:qeri

このマネこの板に書かれてるって、

まだ気づいてないな

**<県教育委員会>**

当該高等学校へ事実確認を依頼

**<当該高等学校>**

聞き取りから、本人のブログに酒を飲んだということを書いたのは事実だと分かる。

遊び心で書き込んだが、飲酒は誰もしていないと主張。

店に事実確認をしたところ、高校生と分かっていたので酒類は提供していないとのこと。

当該生徒には、不適切な書き込みをしないこと、言動に責任を持つこと等を指導した。

本人は直ちにブログを閉鎖した。

学校長名で削除依頼したが、本人が書いた文言が載せられているという理由で削除に応じず。

**<県教育委員会>**

管理人に重ねて連絡したところ、本人と保護者からの削除依頼があれば削除するとの回答を得る。

本人と保護者からの削除依頼を文書で提出し削除された。

**【事例7】 学校間トラブルの事例（中学校）**

○●中生徒Aのプロフィールサイトのゲストブック

by 生徒B

○●中、▽▲中、大したことない。

**<端緒及び対応>**

- 中学校の生徒指導担当者が、生徒Aのプロフィールサイトを閲覧したところ、ゲストブックに市内の他の□■中学校の生徒Bのニックネームによる挑発的な書き込みを発見した。
- 中学校の生徒指導担当者は、すぐに□■中学校の生徒指導担当者に情報提供したところ、□■中学校の生徒Bが、複数の生徒と連れだって他校に押しかけるという噂があり警戒していたということが分かった。
- 中学校、□■中学校それぞれにより、生徒A、Bの人間関係から想定される関係生徒について、情報収集が行われた。その結果、両中学校を含む合計5校の生徒30人あまりが、大規模な暴力対決（学校間抗争）を計画し、日時や場所をメールで連絡し合っていることが判明した。
- 関係校と市教育委員会、警察署少年係が集まり、情報の整理と大きな暴力事件に発展させないための指導や再発防止の取組について協議が行われた。
- 関係生徒が在籍するすべての学校で、ほぼ同時に生徒本人と保護者に対する指導が行われた。また、学校の指導によっても事の重大性を理解せず、思い止まろうとしない生徒に対しては警察と連携した指導が行われた。（学校警察連絡制度を活用）

**<結果>**

- 学校と保護者、学校と警察の連携した指導により、大規模な暴力対決（学校間抗争）は未然防止できた。
- プロフィールサイト等で、互いに挑発する書き込みや表現があったが、それらは学校の指導により削除された。

**<再発防止対策>**

- 関係校では、改めて情報モラル教育を行ったり、生徒や保護者、教職員を対象にした啓発講座を開催したりすることとした。
- 関係校で、プロフィールサイトや掲示板サイトの学校ネットパトロールを継続し、定期的に情報交換を行うこととした。
- 関係校で、暴力行為をおおるような書き込みや挑発的な書き込みが発見された場合は、迅速にサイト管理者への削除依頼を行うことと書き込みを行った生徒が特定できる場合は、その生徒への指導を徹底することを確認した。

- 市教育委員会は、全市立中学校の生徒指導担当者が集まる協議会で、情報モラル授業の映像教材を配布し、情報モラル教育の一層の推進を求めた。